平成２５年（フ）第４７号
香川県善通寺市稲木町1108番地　城井アパートＢ棟102号
債務者　大川　朱美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１２号
岩手県二戸市金田一字上田面102番地
債務者　菅原　敏夫
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１８３号
神奈川県厚木市長谷911番地１　エステート田中Ｂ201
債務者　三上みゆき
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４５号
神奈川県南足柄市関本484番地　市営広町住宅14―２
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８３号
静岡県富士宮市小泉588番地の１
債務者　佐野　勝巳
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３６号
愛知県一宮市萩原町西御堂字八幡西35番地１
債務者　伊藤　寛之
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１２号
香川県高松市松福町２―５―26　グランデ瀬戸102号、住民票上の住所福岡県久留米市小頭町147番地１　原宿ビル602号
債務者　江﨑　春菜
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１４号
長崎県島原市大下町丙1524番地15、前住所熊本県熊本市東区戸島５丁目６番72号　北上ハイツ101
債務者　田中　　洋
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西15番地１Ｈ棟404
債務者　金城　盛雄
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１７８号
静岡県浜松市東区市野町478番地の５　コーポフルタＤ号、前住所静岡県浜松市東区天王町619番地の７
債務者　栩木　明人
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
静岡県浜松市東区市野町478番地の５　コーポフルタＤ号、前住所静岡県浜松市東区天王町619番地の７
債務者　栩木美知子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
静岡県磐田市二之宮471番地
債務者　太田はまの
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６８８号
横浜市都筑区牛久保３丁目11番20号　メゾンウィスタリア202
債務者　小川　佳子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５７号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟1207号
債務者　渡邊　　圭
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８７号
神奈川県鎌倉市城廻121番地３　ベルピア第３―204号
債務者　平田　逸子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４５号
横浜市中区滝之上55番地　高橋荘201号室
債務者　佐々木克光
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部